第１６９回

愛知県市長会議

平成３０年４月２７日（金）

開催市　小牧市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　　小牧コミュニティホール

1　開　　会　　午後1時30分

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　新市長紹介

5　来賓祝辞

6　議長選出

7　議案審議

8　協議事項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

9　会務報告

10　そ　の　他

11　閉　　会　　午後3時10分

12　写真撮影

13　視　　察

○航空自衛隊小牧基地

第１６９回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	地方消費者行政強化交付金の要望額の確保について 西尾張ブロック　提出	6
第２号議案	社会保障・税番号制度システム整備に係る財政措置について 東三河ブロック　提出	8
第３号議案	コンビニ交付サービスの導入・運用に係る財政措置について 東三河ブロック　提出	10
第４号議案	災害における被災者生活再建支援制度の充実について 東三河ブロック　提出	12
第５号議案	特別児童扶養手当等の所得状況届出期間の統一について 西尾張ブロック　提出	14

第６号議案　介護保険適用除外施設の入（退）所者に対する市町村への届書提出の周知又は制度の改善について　16
西尾張ブロック　提出

第７号議案　困難を抱える若者支援に対する財政支援について　18
西三河ブロック　提出

第８号議案　亜炭鉱廃坑対策に係る支援制度について　20
名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

第９号議案　道路整備や道路及び下水道施設の老朽化対策等に係る社会資本整備総合交付金等の充実について　22
西尾張ブロック　提出
知多ブロック　提出

第 10 号議案　無電柱化に向けた取り組みの推進について　24
知多ブロック　提出

第 11 号議案　災害廃棄物処理計画の策定・推進に係る財政的支援及び災害廃棄物仮置場確保の支援について　26
東三河ブロック　提出

第12号議案　水産業における新規就業者の育成支援について　28
東三河ブロック　提出

第13号議案　学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について　30
西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

第14号議案　小学校における外国語教育全面実施に向けた人的及び財政的支援について　32
東尾張ブロック　提出

第15号議案　地方税財政の充実強化について　34
役員会　提出

第１号議案

地方消費者行政強化交付金の要望額の確保について

西尾張ブロック　提出

国では、消費者基本計画を踏まえ、「地方消費者行政強化作戦」として、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指し、人口５万人以上の全市町に消費生活センター設置を進めています。

そうした中、消費者庁の地方消費者行政強化交付金では、地域の実情に応じた取り組みが可能になるよう、消費生活相談機能整備・強化事業などのメニュー方式による支援がなされています。

江南市においても、平成２９年４月に消費生活センターを開設し、相談員のレベルアップや消費者教育・啓発の推進を図っているところであります。

しかしながら、平成３０年度は相談窓口維持に必要な経費は優先して確保されるものの、その他啓発事業等に関する経費は８割削減される旨の通知があり、啓発事業等には地方消費者行政強化交付金を充当できない可能性があります。

こうした状況では、これまで充実・強化してきた消費者行政に関する事業の継続実施について、検討を余儀なくされることになりかねません。

よって、国におかれては、**業務の増加が見込まれる消費者行政に適確に対応するため、地方消費者行政強化交付金の確実な財源を確保するよう要望します。**

メ　　モ

第２号議案

社会保障・税番号制度システム整備に係る財政措置について

東三河ブロック　提出

社会保障・税番号制度においては、マイナンバーカードの普及促進・利活用に向けた取り組みが進められています。現在、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実（旧氏の併記）を図るため、各自治体において既存住基システム等の改修が必要となっています。

改修は、国から示された既存住基システム改造仕様書等に基づき行われ、自治体に機能の取捨選択をする余地はなく、また、対象となる範囲が広いため、改修にかかる経費が高額となっています。

改修にかかる経費については、財政支援措置（国庫補助１０分の１０）がとられることとなっていますが、平成２９年度においては、国の算定基準に基づく上限額が設定され、必要額の一部が補助されたにすぎず、平成３０年度以降も引き続き、財政支援措置が必要な状況です。

また、印鑑登録証明事務について、「マイナンバーカード等の記載事項の充実に関するシステム改修の考え方」によると、旧氏併記に対応できるように印鑑登録証明事務処理要領を改正する予定とのことですが、当該事務が条例等に基づく自治事務であるにもかかわらず、国が要領改正に伴うシステム改修等を求められるのであれば、国による財政支援措置があってしかるべきであると考えます。

よって国におかれては、**社会保障・税番号制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤であるとしていることから、現在自治体に対応が求められている「女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実」をはじめ、今後、国が対応を求めるシステム改修に係る経費については、全額国庫負担とするよう要望します。**

メ　　モ

第３号議案

コンビニ交付サービスの導入・運用に係る財政措置について

東三河ブロック　提出

国は、マイナンバー制度の運用にあたり、コンビニ交付サービスの全国展開を推進し、最終的には全市町村がコンビニ交付サービスに参加するよう導入を促進しています。

コンビニ交付サービスの導入に伴う経費及びランニングコストについては、導入後、特別交付税措置するとされていますが、上限額及び措置期限が設定されており、これらを超える部分は、地方負担となっています。

また、コンビニ交付サービス導入の費用対効果を高めるためには、利用率の促進が必要となるが、その一方で、コンビニ交付サービスは、住民票等の証明書を交付するたびに、コンビニ事業者へ支払うコンビニ委託手数料がかかり、窓口交付と比べて収入が減ることになります。地方公共団体情報システム機構に支払う運営負担金も、全国の市町村におけるコンビニ交付サービスの急拡大を踏まえれば、未だ高額となっており、自治体にとっては、ランニングコスト及び収入減の両面から財政負担が強いられることになります。

よって、国におかれては、**コンビニ交付サービス導入に伴う経費及びランニングコストに対する財政措置について、金額の上限及び導入後３年間としている措置期限を見直し、財政措置を拡充するとともに、参加団体数の更なる増加を踏まえ、コンビニ事業者へ支払うコンビニ委託手数料及び地方公共団体情報システム機構へ支払う運営負担金の減額を図るよう要望します。**

メ　　モ

第４号議案

災害における被災者生活再建支援制度の充実について

東三河ブロック　提出

平成２９年８月７日に発生した台風５号の竜巻による豊橋市の住宅被害の状況は、全壊３棟、半壊６棟、一部破損が５２棟と深刻なものでありました。

自然災害により、住宅全壊被害が１０世帯以上など著しい被害を受けた場合、被災者生活再建支援法により被災者生活再建支援金が支給されますが、同一災害による被害でも市町村間の被害の程度により、支給されない不均衡が生じています。

これを受けて、愛知県においては、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない被災者に市町村が支援金を支給した場合に、その費用の一部を県が補助する制度を本年４月に創設しましたが、この制度により被災者支援の充実が図られたとしても、被害の規模で支援法が適用される市町村とされない市町村ができ、市町村の負担に不均衡が生じることとなります。

よって、国におかれては、**被災者生活再建支援法の適用範囲について、一部地域が同法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、市町村で区切ることなく、全ての被災区域が支援の対象となるよう制度の見直しを要望します。**

メ　　モ

第５号議案

特別児童扶養手当等の所得状況届出期間の統一について

西尾張ブロック　提出

特別児童扶養手当や障害児福祉手当、特別障害者手当などの国から障害者等に支給される手当については、受給権確認のため毎年所得状況の届出が必要とされています。

この届出期間の規定において、休日に当たる場合の取扱いが手当によって異なっているため、複数の手当の受給資格者が届出期間を誤らず手続きするのに苦慮しており、届出期間を誤って来庁された場合、受付ができず何度も市町村窓口に足を運ぶような不便をかけている状況があります。また、届出期間が複数あることから、市町村の事務処理も煩雑となっています。

よって、国におかれては、**受給者側の届出誤りの防止と市町村側の事務処理の軽減を図るため、障害者等に支給される特別児童扶養手当をはじめとする各種手当の所得状況届出期間を統一するよう要望します。**

メ　　モ

第６号議案

介護保険適用除外施設の入（退）所者に対する市町村への届書提出の周知又は制度の改善について

西尾張ブロック　提出

市町村に住所がある６５歳以上の人や４０歳以上６５歳未満の医療保険加入者は、介護保険の被保険者となります。ただし、介護保険法施行法第１１条第１項及び介護保険法施行規則第１７０条に規定される介護保険適用除外施設に入所している場合は、当分の間、介護保険の被保険者とならないこととされています。

介護保険の適用除外施設へ入（退）所する場合、介護保険被保険者の資格の取得・喪失を伴うため、１４日以内に市町村へ届書の提出が必要となります。

稲沢市では、市外の介護保険適用除外施設に入所している人が、稲沢市への届書が未提出であったため、１０年以上介護保険料を徴収していた事例が３件ありました。この３件については、市内の自宅に住所を置いたまま市外の介護保険適用除外施設に入所されたことが、判明が遅れた主な原因です。

市では、障害福祉部門の情報を基に、届出が必要な方には届出勧奨を行っていますが、全ての対象者を把握することはできません。介護保険制度が始まって２０年近くが経過し、入所施設側も認識が低下しています。

法律では、届出主義が規定されていますが、制度が複雑で分かりにくいため、広域的な制度の周知が必要と考えます。

よって、国におかれては、**介護保険適用除外施設の入（退）所者に対する市町村への届書提出の周知徹底を図るため、各自治体及び介護保険適用除外施設への制度の周知に取り組むこと、もしくは届書の提出がなくても介護保険法の適用除外になるよう制度の改善を要望します。**

メ　　モ

第７号議案

困難を抱える若者支援に対する財政支援について

西三河ブロック　提出

近年、若者をとりまく環境が大きく変化し、不登校・引きこもりといった困難を抱える若者の増加が大きな問題として取り上げられるようになってきています。国においても、平成２２年４月１日に施行された「子ども・若者育成支援推進法」において、各自治体が、子ども・若者総合相談センター等の設置をするよう求められています。

また、愛知県では、住民に最も身近で、地域事情に明るい市町村において、子ども・若者総合相談センターを設置するよう促進しています。

しかしながら、市町村においては、財政難などにより設置が進んでいないのが現状であり、特に義務教育を終了した若者への支援は官民ともに十分でなく、継続的な支援が受けられていない状況であります。

よって、国におかれては、**若者支援を各地域で進めるために、子ども・若者総合相談センターの設置・運営に係る財政措置を講じるよう要望します。**

メ　　モ

第８号議案

亜炭鉱廃坑対策に係る支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

我が国では、戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は最大の亜炭の産地でありました。愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市で採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。現実に家屋の庭先など人的被害に繋がりかねない場所で陥没が度々発生しています。陥没が発生するたびに事後の復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせません。

また、南海トラフ巨大地震を想定した対策、さらには、将来、リニア中央新幹線の整備において、ルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいため、安全な開発・まちづくりを進める観点からも亜炭廃坑処理を迅速に行うことが必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。

メ　　モ

第９号議案

道路整備や道路及び下水道施設の老朽化対策等に係る社会資本整備総合交付金等の充実について

西尾張ブロック　提出
知多ブロック　提出

道路は、地域の経済と社会活動を支え、住民生活の利便性・安全性の向上に大きく寄与する重要な施設でありますが、未整備な道路も多く存在し、そのネットワーク機能が十分発揮されるには至っておりません。

一方、橋梁や道路舗装などの道路施設は老朽化が進んでおり、修繕計画を策定し、計画的な修繕へ取り組んでいるところでありますが、道路施設の点検が法令上義務化されたことなどをはじめ、今後は、計画の実現に向けて老朽化対策に要する費用や維持管理費が大きく増加していくことが懸念されています。

また、今後、下水道施設では、供用開始から５０年を経過し、耐用年数を迎えたものや、２０年など一定年数を経過した施設がさらに増加するため、下水道施設の老朽化対策や維持管理費も増大していくことが懸念されます。このような中、国土交通省では平成３０年度の社会資本整備総合交付金等の重点配分について、「未普及と雨水対策を重点配分する」こととしており、老朽化施設の改築・更新事業の配分は厳しくなる見込みです。

道路整備及び老朽化対策等については、社会資本整備総合交付金などの国の支援制度がありますが、交付金の内示額は年々低下し、犬山市が平成２９年度に要望した長寿命化計画に基づく人孔蓋の取替工事の防災・安全社会資本整備交付金は、要望に対して満額交付されていない状況となっており、事業の先送り、若しくは、減額分を一般財源で負担せざるを得ないのが現状となっています。

よって、国におかれては、**必要な道路整備並びに橋梁や道路舗装及び下水道施設の老朽化対策を図るため、現行の国庫補助制度を確実に継続するとともに、社会資本整備総合交付金総額の増額などにより申請額どおり交付されるよう万全の財源措置を講じることを要望します。**

メ　　モ

第１０号議案

無電柱化に向けた取り組みの推進について

知多ブロック　提出

電線類地中化をはじめとする無電柱化は、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等に資するものであり、国では、「無電柱化の推進に関する法律」（平成２８年１２月１６日施行）を制定し、一層の推進を図ることとしております。

しかしながら、自治体が無電柱化を進めるにあたっては、事業にかかる費用が高額となることが大きな課題となっています。

そうした中、低コスト手法として期待されています小型ボックス方式については、使用する資材が特注品となることから、従来の工法と比べてコスト縮減に繋がっていない実情があります。また、直接埋設方式については、実用化に至っていない状況であります。

よって、国におかれては、**小型ボックス方式に使用する資材が低コストとなるよう、小型ボックス等製品の標準化を進めるとともに、直接埋設方式の早期実用化を要望します。**

メ　　モ

第１１号議案

災害廃棄物処理計画の策定・推進に係る財政的支援及び災害廃棄物仮置場確保の支援について

東三河ブロック　提出

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の２第１項の規定により、災害廃棄物の処理は市町村が行うこととされています。また、平成２６年３月に環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」において、各県市町村は具体的かつ実効性の高い災害廃棄物処理計画の策定・継続的な改定が求められています。

豊橋市では、平成２８年２月に「豊橋市災害廃棄物処理計画」を策定し、より実効性を高めるため、継続して災害廃棄物処理に係る調査検討を進めていますが、人員・予算がともに不足しており、十分な作業を行うことができていない状況であります。具体的かつ実効性の高い計画を策定し、推進するためには、様々な調査検討、設備投資及び環境整備と多大な経費負担が必要となります。

また、同計画では、本市で発生すると見込まれる災害廃棄物量約２２２万３千トンを処理するためには、約６６万７千平方メートルの災害廃棄物仮置場の確保が必要とされているところ、現時点で確保できている災害廃棄物仮置場は約３１万１千平方メートルであります。

しかしながら、公園や広場等の市有地のオープンスペースのこれ以上の確保は困難であることから、国有地や県有地、民有地のオープンスペースを確保すべく、関係者との協議を進めていますが、非常に難航している状況であります。

よって、国におかれては、**具体的かつ実効性の高い災害廃棄物処理計画の策定及び同計画の推進に必要な調査検討等業務に要する費用について財政的支援を行うよう要望します。**

また、事前の災害廃棄物対策の重要性を踏まえ、市町村が災害廃棄物仮置場として利用を希望する国有地及び県有地について、関係者と協議を行うための体制整備など、災害廃棄物仮置場として利用が可能となるよう要望します。

メ　　モ

第１２号議案

水産業における新規就業者の育成支援について

東三河ブロック　提出

漁業就業者の高齢化と後継者不足は深刻であり、将来にわたって漁業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要であります。

そうした中、新規漁業就業者総合支援事業では、新規就業前の技術向上等への支援が行われており、特に独立型の長期研修支援は将来の中心的な担い手の確保に繋がるとして期待が高まっています。

しかしながら、最長３年の研修後に独立自営するためには巨額の初期投資が必要であることや、独立後の経営が安定するまでに少なくとも数年は必要とされていることから、新規就業者の安定した定着に効果的な支援制度が求められています。

よって、国におかれては、**独立自営を開始した新規漁業就業者の定着を図るため、総合的に支援するための対策を講じるよう要望します。**

メ　　モ

第１３号議案

学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

小中学校普通教室等への空調設備は、昨今の地球温暖化に伴う猛暑により、早急な整備が必要です。また、児童生徒の生活習慣の変化に応じて、トイレの洋式化への転換も急務になっています。それに加え、学校施設の老朽化に伴う大規模改造工事や危険建物の改築、長寿命化改良工事などによる学習環境の改善が求められています。しかし、これらの工事を実施するには、莫大な費用が必要となり、国の「学校施設環境改善交付金」の補助率３分の１、そして現在の補助単価では、早期かつ一律的に実施していくことが困難な状況です。

また、学校施設を改修する場合、夏季休暇等の長期休暇を重要な工期とするなど学校運営を続けながら施工を進める必要があるにも関わらず、学校施設環境改善交付金を始めとした文部科学省の各年度予算は、一般会計における当初予算額の規模が抑えられ、特別会計や補正予算を中心に事業採択がされる傾向が続いています。一般会計当初予算で事業採択がされなかった場合、市においては、計画的に必要な事業を進めていくため、やむを得ず一般財源等で財源確保し、事業に着手せざるを得ない状況も生じておりますが、短期間に非常に多くの事業費を要する事業であり、国庫交付金による財政支援は欠かせません。

よって、国におかれては、**小中学校の空調設備設置やトイレ改修、老朽化対策等に伴う大規模改造事業や危険改築事業、長寿命化改良事業について、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価の引上げなど国庫支援制度を拡充するとともに、継続的かつ確実な財源を確保するよう要望します。**

また、地方財政の健全化のためにも、各年度の一般会計当初予算額の規模を十分に引き上げた上、当初予算中心の交付金採択を進めるよう要望します。併せて、交付金の内定時期について、事務に支障が生じないよう配慮を要望します。

メ　　モ

第１４号議案

小学校における外国語教育全面実施に向けた人的及び財政的支援について

東尾張ブロック　提出

平成３０年度から小学校での外国語教育が先行実施され、平成３２年度には全面実施されます。現在、小学校における外国語授業は教科として実施されておらず、大半の教員にあっては、外国語授業の指導経験はなく、また、外国語を専科とする教員は、小学校に配置されていない、もしくは、絶対数が不足しているのが現状です。さらに、専科指導を行う教員の絶対数が、学校単位だけでなく、県内全域においても不足している現状であり、ＡＬＴ（外国語指導助手）等外部人材を活用することで補おうとしても、市費だけでは十分な予算措置ができない現状となっています。

よって、国におかれては、**小学校における外国語の教科化等に向けた教員の定数を改善するとともに、ＡＬＴ（外国語指導助手）等を活用するための国の補助制度を創設するよう要望します。**

メ　　モ

第１５号議案

地方税財政の充実強化について

役員会　提出

各市は、喫緊の課題である少子高齢化対策を始め、南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策、教育・子育てなど地域を支える人材の育成、中小企業や商店街の振興など、市民の福祉向上と地域の活性化を図るための様々な施策・事業を推進しています。昨今の厳しい財政状況のもと、今後も、市民のニーズと地域の実情を踏まえた取組を着実に実施していくためには、税財政基盤の充実が不可欠であります。

そうした中、平成３０年度の政府予算及び地方財政対策において、地方の一般財源総額について、前年度を上回る６２.１兆円が確保されたことなどは評価できるところでありますが、一方で、議論の過程で、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような主張がなされたことは、容認できないところであります。

さらに、平成３０年度与党税制改正大綱において地方法人課税における税源の偏在を是正する措置の検討が記載されたほか、今後、幼児教育の無償化など「人づくり革命」に関する施策における国・地方の負担のあり方など、地方財政に影響が大きい様々な制度の議論が進められることとなっています。

よって、国におかれては、**今後とも各市が増大する行政需要に的確に対応できるよう、引き続き地方の一般財源の総額を確保するとともに、地方交付税については、法定率の引き上げを含めた抜本的な改革により、総額を確保するよう要望します。**

また、地方法人課税の見直しの議論にあたっては、見直しにより大きな影響を受ける可能性がある自治体を始め、地方の意見をよく聴き、各市の財政運営に支障を来たすことがないよう要望します。

併せて、人づくり革命に関する各種施策やその負担のあり方についても、地域の第一線で実務に当たる地方の意見を十分反映するよう要望します。

メ　　モ

協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

第１６９回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛 知 県

知　　事	大 村 秀 章
副 知 事	加 藤 慎 也
総 務 部 長	長 谷 川　　洋
市 町 村 課 長	杉 江 章 雄

小牧市

小牧市議会議長	玉 井　　宰

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	加藤錠司郎
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	内田康宏	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	岡村秀人
瀬戸市	市長	伊藤保徳	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林　郁夫
春日井市	市長	伊藤　太	尾張旭市	市長	水野義則
豊川市	市長	山脇　実	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	久保田桂朗
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	竹中良則	日進市	市長	萩野幸三
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	神谷　学	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	中村　健	清須市	市長	永田純夫
蒲郡市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬　保
犬山市	市長	山田拓郎	弥富市	市長	服部彰文
常滑市	市長	片岡憲彦	みよし市	市長	小野田賢治
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（小牧市）　副市長　江口秀和
副市長　伊木利彦

愛知県市長会事務局　事務局長　加藤正人

愛知県市長会議開催一覧表

（平成１４年秋以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１３８	平成14年10月3日	大府市	大府市勤労文化会館
１３９	平成15年5月8日	知多市	知多市勤労文化会館
１４０	平成15年10月2日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
１４１	平成16年5月7日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月6日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年4月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月4日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年4月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月5日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年5月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月3日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年4月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月2日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年4月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年4月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月5日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年5月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年4月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月3日	豊川市	豊川市市民プラザ
１５９	平成25年4月25日	津島市	津島市生涯学習センター
１６０	平成25年10月3日	碧南市	衣浦グランドホテル
１６１	平成26年4月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
１６２	平成26年10月2日	豊田市	名鉄トヨタホテル
１６３	平成27年5月12日	安城市	ホテルグランドティアラ安城
１６４	平成27年10月1日	西尾市	三河湾リゾートリンクス
１６５	平成28年4月21日	蒲郡市	ホテル竹島
１６６	平成28年10月5日	犬山市	名鉄犬山ホテル
１６７	平成29年4月21日	常滑市	第２セントレアビル
１６８	平成29年10月3日	江南市	すいとぴあ江南

（注）第１３７回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

（顧　　問）
第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1)　会則の変更に関すること。
(2)　事業計画、予算及び決算に関すること。
(3)　その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1)　総会の議決した事項の執行に関すること。
(2)　総会に付議すべき事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。
２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。
（委　　任）
第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則
１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。
２　削　除
３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則
この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。
附　則
この会則は、平成１６年５月７日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。
ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。
附　則
この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。
附　則
この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。
附　則
この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・蒲郡市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	３８	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

５　市　ま　で　　１

６市から１０市まで　　２